

日本年金機構からのお知らせ

ご存じですか？

地域型・職域型年金委員制度

地域型・職域型年金委員制度は、国民の皆様へ年金制度を広く知っていただくとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただくことを目的として設立されました。

年金委員は、**地域型年金委員**と**職域型年金委員**の2つに区分されています。

地域型年金委員は、主に自治会などの地域において、年金の相談や助言などの活動を行い、地域と年金事務所を結びパイプ役、職域型年金委員は、主に勤務されている適用事業所内において、年金の相談や助言などの活動を行い、職場と年金事務所を結びパイプ役となっていただいております。



趣旨をご理解いただき、
推薦をお願いします

地域型年金委員

【任期：3年更新】

概要	自治会など、地域において、年金制度の普及・啓発活動を行っていただくために設置 全国で約5,000人に委嘱【平成28年3月時点】
活動内容	町内会での年金相談や地域が開催する研修会等での年金に関する講演等
推薦条件	○国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある方 ○現在、自治会長、民生・児童委員、社会保険労務士として務めている（務めた経験がある）方 ○過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む）として委嘱されたことがある方
推薦の流れ	市区町村等が、「年金委員推薦書（地域型）」を管轄の年金事務所へ提出し、厚生労働大臣が委嘱 「年金委員推薦書（地域型）」に、「年金委員証明書（身分証明書）」用の顔写真を添えて提出してください

職域型年金委員

【任期：なし】

概要	●職場（厚生年金保険の適用事業所）内において、年金制度の普及・啓発活動を行っていただくために設置 ●厚生年金保険の適用事業所のうち 300人以上の被保険者がいる事業所 ⇒ 2名以上 300人未満の被保険者がいる事業所 ⇒ 1名以上 ●全国で約115,000人に委嘱【平成28年3月現在】
活動内容	新入職員に対する年金制度の概要の説明や職場における年金制度の周知、定年退職予定者に対する年金受給手続きの相談・助言等
推薦条件	推薦時点において、厚生年金保険に関する事務を担当している、または、過去に担当したことがある等、職場において一定期間の実務経験があり、年金制度について知識がある方
推薦の流れ	厚生年金保険の適用事業所の事業主が「年金委員推薦書（職域型）」を管轄の年金事務所へ提出し、厚生労働大臣が委嘱

年金委員への活動を支援します

日本年金機構では、厚生労働省が示した重点活動内容に基づき、年金委員に対して活動の支援を行っています。具体的には、活動の基本となる冊子や年金制度の改正に関するリーフレット等を提供しています。

功績等のある年金委員を表彰します

日本年金機構では、長年にわたり、政府管掌年金事業の推進および発展にご協力いただき、功績等を残された年金委員の方に、感謝の意を表し、年金委員表彰を実施しています。

このページの記事の内容に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所（<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>）まで

照会先 **事業所の管轄の年金事務所**まで ©日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

協会けんぽからのお知らせ

傷病手当金と年金について

傷病手当金の申請期間中に同一の疾病等による障害厚生年金が受けられる場合、もしくは資格喪失後（退職後）に老齢または退職を支給事由とする年金が受けられる場合は、受けられる「年金額」によっては傷病手当金が受けられないか、傷病手当金の支給金額が減額（調整）されます。

傷病手当金支給申請書には年金に関する確認事項欄があります。①障害厚生年金を受給している方、②資格喪失後の申請にて老齢または退職を支給事由とする年金を受給している方につきましては、必ず年金に関する確認事項欄をご記入の上、添付書類とともに提出願います。



① 障害厚生年金が受けられる場合

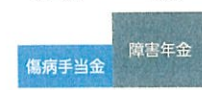
傷病手当金の支給期間中に同一の疾病等による障害厚生年金を受けられる場合には、障害厚生年金の額と障害基礎年金の額の合計額が傷病手当金と調整されることになっています。

$$\text{傷病手当金の日額} \leq \frac{\text{障害厚生年金} + \text{障害基礎年金の合計額(年額)}}{360} = \text{差額(支給金額)}$$

※障害基礎年金のみの受給であれば傷病手当金との調整はされません。傷病手当金は支給されません

例1-1

$$\text{傷病手当金の日額} \leq \frac{\text{障害年金額}}{360}$$



例1-2

$$\text{傷病手当金の日額} > \frac{\text{障害年金額}}{360}$$



同一の疾病等による障害厚生年金を受給している方については、下記の添付書類が必要となります。

- ・障害厚生年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類のコピー
- ・障害厚生年金給付の額、支給開始年月日を証明する書類および障害厚生年金の直近の額を証明する書類（年金額改定通知書等）のコピー

② 退職などによる資格喪失後に老齢または退職を支給事由とする年金が受けられる場合

資格喪失後に受けられる傷病手当金の支給期間中に老齢厚生年金等の老齢または退職を支給事由とする年金（2つ以上受けられるときは、その合計額）を受けられる場合には、傷病手当金が調整されることになっています。

$$\text{傷病手当金の日額} \leq \frac{\text{老齢厚生年金等の額(年額)}}{360} = \text{差額(支給金額)}$$

傷病手当金は支給されません

例2-1

$$\text{傷病手当金の日額} \leq \frac{\text{老齢厚生年金等の額}}{360}$$



例2-2

$$\text{傷病手当金の日額} > \frac{\text{老齢厚生年金等の額}}{360}$$



資格喪失後（退職後）初めての申請、年金額の改定があった場合、申請書の年金に関する確認事項の記入欄に不明点があり、空欄になる場合は下記の添付書類が必要となります。

- ・老齢退職年金給付の年金証書またはこれに準ずる書類のコピー
- ・老齢退職年金給付の額、支給開始年月日を証明する書類および老齢退職年金の直近の額を証明する書類（年金額改定通知書等）のコピー

照会先 **協会けんぽ神奈川支部**まで

☎045-339-5533（代表）電話のお掛け間違いにご注意ください。

〒240-8515 横浜市保土ヶ谷区神戸町134
横浜ビジネスパークウィーストタワー 2階

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> 協会けんぽ 検索